

令和8年4月1日

藤岡市長 新井 雅博
(契約検査課)

藤岡市発注の建設工事における技術者等の取扱いについて（通知）

陽春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から市行政に対しましては、種々ご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

さて、今般の建設業法施行令等の改正により、現場に配置する技術者等の専任要件が段階的に引き上げられていることから、本市では令和8年度より下記及び別添のとおり取扱うこととしましたのでお知らせいたします。なお、ご不明点がございましたら担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 現場代理人について

兼務数 2件まで（現場の特定されない維持工事等を除く）

2 主任（監理）技術者について

- ・土木一式工事他 請負金額4,500万円以上は専任 4,500万円未満は非専任
- ・建築一式工事 請負金額9,000万円以上は専任 9,000万円未満は非専任

兼務数 専任を要しない工事 3件まで

専任を要する工事 条件を満たすものは2件まで（お問い合わせ下さい）

3 技術者等の交代について

別添資料参照

4 適用時期

令和8年4月1日以降に契約を締結した案件から

(問い合わせ先)

藤岡市 総務部 契約検査課

担当 松浦・川鍋

TEL0274-40-2223（直通）